

11 アカウント型ギフト券のアカウント停止と不当利得返還義務（消極）

前田 竣

片岡総合法律事務所 弁護士

東京地裁平30・3・9 平成28（ワ）38586号 不当利得返還請求事件 判タ1466号198頁

●——事案の概要

Y（被告）は、電子商取引を目的としてインターネット上で運営されているウェブサイト（以下「本件サイト」という）における売買代金等の決済に利用できる前払式支払手段（以下「本件ギフト券」という）の発行者である。X（原告）は、本件サイトを利用するためのアカウントを14個開設しており（以下「本件各アカウント」という）、平成28年6月14日から同月23日までの間に、訴外Zから合計234万円相当の本件ギフト券を購入し、221万7400円の限度で当該購入した本件ギフト券を本件各アカウントに登録した。平成28年6月23日、Xによる本件各アカウントの利用態様が本件サイトの利用規約（判決文中では「本件規約」とされているが、本件ギフト券に係る規約との区別を明確化するため、平文中においては以下「本件サイト規約」という）に違反することを理由に本件各アカウントの利用停止措置（以下「本件停止措置」という）が講じられた。これを受け、Xは、本件停止措置の実行時に、本件各アカウントに登録されていた本件ギフト券の残高169万6710円（以下「本件アカウント残高」という）

を、本件サイトでの商品等の購入等に利用できなくなり、YがXの損失の下、本件アカウント残高相当額を法律上の原因なく利得したとして、不当利得に基づき本件アカウント残高相当額の金銭の返還を請求するとともに遅延損害金の支払を求めた。

●——判旨

請求棄却

「原告は、本件各アカウントに本件ギフト券の登録を済ませているが、本件細則（筆者注：本件ギフト券に係る利用規約のこと）には本件ギフト券（ギフト券番号）の登録者をその権利者として確定させるという趣旨の条項は見当たらず、かえって、本件細則上、ギフト券番号が盗取された場合をアマゾンの免責の問題として位置付けており、不正に入手された本券ギフト券について、アマゾンはその使用を拒絶することが可能であるとされている。これらの事情に加え、弁論の全趣旨によれば、いったん本件ギフト券を登録してもこれを解除する操作がシステム上も可能であると認められることも考慮すると、本件ギフト券が本件各アカウントに登録されたことを

もって原告に実体法上の権利又は法的利益（価値）が付与されると認めることも困難である。

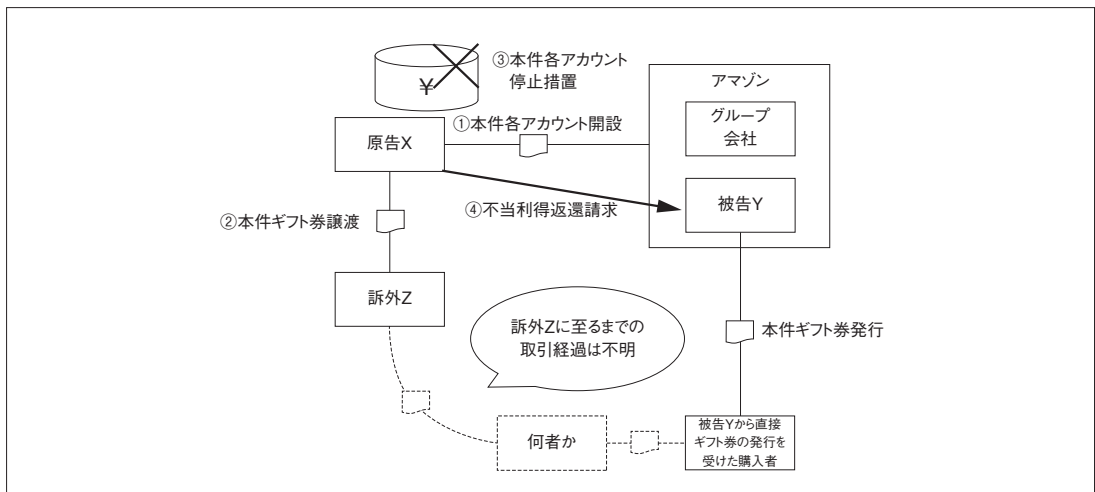
したがって、原告は、本件ギフト券を本件各アカウントに登録しており、アカウント残高にその価値が表示されるに至ってはいたが、これは、原告が本件ギフト券に係る権利又は法的利益を有することを示すものではないから、原告が民法703条所定の損失を受けたと認められるには、当該権利等を承継したことが認められる必要がある。」とした上で、Yから本件ギフト券の発行を受けた購入者又はその指定を受けた受取人等から訴外Zに至るまでの取引経過が不明であるとして本件ギフト券に係る権利の承継を否定し、本件停止措置によりXの損失及びYの利得が生じたという原告の主張を排斥した。

その上で、本件判決は、本件ギフト券に関する権利関係の特殊性にかんがみ、念のためとした上で、法律上の原因について以下のとおり判示した。

「原告が本件商品の購入数量制限を免れるために本件各アカウントを利用し、アカウン

トの閉鎖により本件ギフト券が無効になることを明示した2度の警告をアマゾンから受けたにもかかわらず、10日足らずのうちに3度目の違反に及んだことからすれば、原告の購入数量制限違反は故意によるものであると認められ、本件各アカウントの利用を継続することが本件サイトにおけるアマゾンによる特価品の販売を円滑に進めるための妨げになるおそれが高いといわざるを得ず、アマゾンによる警告にも効果が認められなかったことに照らすと、本件各アカウントの閉鎖（永続的停止）もやむを得ないといわざるを得ない。

原告は、本件各アカウントの停止は、本件ギフト券の権利行使を妨げるべき理由には当たらない旨主張するが、本件細則では、本件ギフト券の使用は本件サイトのアカウントを通じて行うことが明示されており、本件ギフト券について、返品・返金や登録解除等が認められていないことに照らすと、本件各アカウントの停止が本件ギフト券の実質的な喪失を伴うことは、本件細則により了知することが可能であるというべきであるから、原告の主張は採用できない。



したがって、本件停止措置は、本件規約に基づき、アマゾンに認められる本件サイトを運営するための裁量の範囲内の行為として適法であるというべきである。」

●——研究

1 はじめに—問題の所在と問題を取り巻く状況

本判決は、そもそもXによる前払式支払手段の取得が有効なものと認められず、Xには有効な権利帰属が認められないため、当該前払式支払手段の利用ができなくなったとしてもXに損失は生じず、かつYの利得も存しないとの判断がなされたものである。これに加え、傍論において、利用者が保有する前払式支払手段を、その発行契約とは別に作成したアカウントに登録した場合において、当該アカウントの利用停止措置が講じられたことにより、登録した当該前払式支払手段の利用ができなくなったとしても、そのことによって前払式支払手段発行者に生ずる利得については法律上の原因が認められるとした点についても着目すべきである。

2 利得及び損失に係る判示について

(1) 実体法上の権利帰属を主張するための要件

本判決では、「本件ギフト券が本件各アカウントに登録されたことをもって原告に実体法上の権利又は法的利益（価値）が付与されると認めることも困難である。」としつつ、「原告が民法703条所定の損失を受けたと認められるには、当該権利等を承継したことが認められる必要がある。」との判示がなされている。これは、紛争発生時における前払式

支払手段に係る実体法上の権利又は法的利益の帰属の有無を判断するに当たっての正確な判示をしたものとして評価できる。

すなわち、紛争状態が生じていない平時の取引に関しては、原則として前払式支払手段の保有者はアカウントの残高を示しさえすれば、これにより、実体法上の権利又は法的利益を有効に保有していることが事実上推定され、その行使が認められる。しかしながら、これは、正当な前払式支払手段の保有者による通常の利用を円滑に実現する観点から前払式支払手段発行者が当該事実上の推定の効果を積極的に争わないことによって実務上採用されている運用であると解すべきであり、アカウント残高の表示に公信力が認められているものではない。

したがって、本件事案の様に前払式支払手段に係る権利又は法的利益の存在を主張する者への権利又は法的利益の帰属について前払式支払手段発行者が争う場合については、たとえ前払式支払手段の残高が表示されているとしても、権利又は法的利益の帰属を主張する者が当該前払式支払手段に係る権利又は法的利益が自らに帰属していることを主張立証する責任を負っているものと解すべきである。具体的には、前払式支払手段発行者から前払式支払手段の発行を正当に受けたこと、又は前払式支払手段発行者から前払式支払手段の発行を正当に受けた者から、当該前払式支払手段に係る権利又は法的利益を承継取得したことを主張立証する必要がある。

(2) 承継取得の主張立証について

(a) 前払式支払手段の法的性質論

本件事案においては、XはYから直接に前払式支払手段の発行を受けた者ではないた

め、正当保有権者からの承継取得を主張立証する必要がある。この点、前払式支払手段の法的性質については、権利と捉えるか契約上の地位と解するかについては争いが存する。すなわち、前払式支払手段の保有者に帰属する法的利益について、（前払式支払手段におけるスキーム上の法律構成次第で内容に差分は生じ得るものの、債務引受構成を採用しているものを前提とすると、）決済対象となる債権についての免責的債務引受を求める権利として考えることも理論上はあり得る。しかしながら、前払式支払手段「自体は、それが利用されるまでの間は、それ自体具体的な請求権が現に発生しているわけではなく、所持人が加盟店において取引代金債務を負担した際に初めて具体的な免責請求権が発生するものであって、証票（筆者注：前払式支払手段のこと）は、かかる法律上の地位が表章されているにすぎない。」との見解（片岡義広・伊藤亜紀「前払式証票の消滅時効と発行保証金の取戻しに関する一考察～金融庁における一般法令解釈に係る書面照会を契機として～」前証協ニュース38号6頁参照）も示されている。このような理解による場合、前払式支払手段の利用規約において設けられている譲渡禁止（制限）特約は、確認規定として位置づけられることとなる。

(b) 各説による場合の請求原因事実の整理

上記両説のいずれと解するかによって、その承継取得を主張立証するにあたっての請求原因事実には差分が生ずるため、どちらに解すべきかは訴訟実務上、重要な問題となり得る。

仮に法的性質を債権と解した場合、前払式支払手段の残高には原則として自由譲渡性が認められることから（民法466条1項本文）、

Xとしては、正当保有権者から自らに至るまでの譲渡の事実を主張立証しさえすれば足り、これに対しYが抗弁として譲渡禁止特約の存在を主張立証することとなる。その後、Xから再抗弁として特約の存在についての善意（民法466条2項ただし書）が主張された場合（なお、Xは、Xを含み、Xに至るまでの全ての承継人の善意を主張立証する必要があると解される。なおXにおいて前払式支払手段の善意取得が認められるかについては消極に解すべきと考える。すなわち、仮に善意取得の余地を検討するとした場合、債権法改正（民法の一部を改正する法律（平成29年法等第44号）後の民法（以下、「改正民法」という）の適用下で考えるとすれば、前払式支払手段に同法520条の20を類推適用した上で、同法520条の15の準用を考えることとなるが、同条が無記名証券の券面への信頼を保護しようとしたものであることに照らすと、同条の準用を認めたところで本件ギフト券のようなサーバー型の前払式支払手段においては何に対する信頼を保護することになるのが定かではなく、準用を認めることには、理論上そもそもの疑義が生ずると考える）には、YはXらについての悪意の主張をし、これを否認するか、再々抗弁として当該特約の存在についての悪意又は存在を知らなかったことについての重大な過失の存在を主張立証すべきこととなる（最一判昭48・7・19民集27巻7号823頁）。なお、改正民法下においては譲渡制限特約の対抗の可否の問題として処理されることとなるが、結論において差異は生じないと思われる（改正民法466条2項、3項）。

他方、法的性質を契約上の地位と解した場合、その譲渡（移転）には、相手方当事者の

承諾が必要と解されることから（最一判昭30・9・29民集9巻10号1472頁。なお、改正民法539条の2）、Xが請求原因事実としてYによる承諾の存在を主張立証することが必要となる。

(c) 本判決の立場

本判決は、「被告から本件ギフト券の発行を受けた購入者…から△△（筆者注：訴外の第三者であり、Xに本件ギフト券を譲渡した者。事案の概要でいう、訴外Zのこと）に至るまでの取引経過は不明であり、△△に本件ギフト券に係る権利が承継されたと認めるに足りない」との判示をしている部分があり、文言に着目すると前払式支払手段を権利と捉えているようにも解し得る。しかし、「本件ギフト券が本件各アカウントに登録されたことをもって原告に実体法上の権利又は法的利益（価値）が付与されていると認めることも困難である。」との判示もしており、これらの言葉の用法のみから裁判所の見解が両説のいずれであるかは定かではない。本判決の事案においてはそもそも本件ギフト券がXに譲渡されるまでの取引経過が不明であることを理由にXによる承継取得を否定しているものであることから、必ずしも前払式支払手段の法的性質に立ち入った判断までを行う意図ではなかったのではないと思われる。

なお、本判決の事案においてXが本件ギフト券を購入するために金銭を支出したことを損失と捉えることは可能と思われるが、この場合、当該損失と因果関係を有するYの利得の存在が認められないと思われ、そのような構成による不当利得返還請求も困難であろうと思われる。

3 法律上の原因に係る判示について

(1) 本判決の分析

法律上の原因の有無は、Xに本件ギフト券についての実体法上の権利又は法的利益（価値）が帰属していると認められ、Xの損失及びYの利得が認められた場合に問題になるものであるが、本判決は「本件ギフト券に関する権利関係の特殊性にかんがみ、念のため」として法律上の原因の有無について判示した。

本判決では、①本件停止措置が本件の事情に照らせば本件サイト運営者による正当な権利行使であると認められることを前提に、②本件ギフト券の使用は本件サイトのアカウントを通じて行うことが明示されていたこと、及び本件ギフト券について返品・返金や登録解除等が認められていないことをギフト券規約中に明示していたこと（以下、両者合わせて「ギフト券利用制限条項」という）を理由として、本件停止措置により本件ギフト券の実質的な喪失を伴うことはXにおいて了知可能であったとしてXによる本件ギフト券の喪失及びその反射的効果としてのYにおける利得は法律上の原因を有するものとしている。

したがって、本件事案において、Yは、ギフト券規約とは別に設けられた本件サイト規約に基づき、Yのグループ会社が本件停止措置を講じたことにより、ギフト券規約中のギフト券利用制限条項に基づき利得を得たこととなる。

そこで、本判決では直接的には、ギフト券規約上であらかじめ合意されていた内容に従った処理がなされた結果生じた利得であることが法律上の原因を認める事実上の根拠となるものの、実質的には当該効果を生じさせるトリガーとなる本件サイト規約に基づく本件

停止措置の有効性が争点とされた。

(2) 本件停止措置について

(a) 本判決の判断

本判決は、本件停止措置が採られた経緯について原告が商品の購入数量制限を免れるために複数のアカウントを利用し、かつアカウントの閉鎖により本件ギフト券が無効となることを明示した2度の警告を行ったにもかかわらず10日足らずのうちに3度目の違反に及んだことから、購入数量制限違反行為を故意によるものと認めた上で、本件停止措置を、本件サイトを運営するための裁量の範囲内の行為として適法と評価したものである。

これは、本件停止措置の根拠となる本件サイト規約中の条項（以下「アカウント停止条項」という）、及びギフト券利用制限条項が消費者契約法上有効であることを前提としつつ、アカウント停止条項に基づく本件停止措置が信義則違反（民法1条2項）又は権利濫用（同条3項）に該当するかという一般法理の問題として位置づけた上で判断したものと解される。

(b) 条項自体の有効性について

アカウント停止条項については、違反行為をした者に対する正当な権利行使を規定するものであり、それ自体の有効性については特段問題になるものではないと思われる。

他方、ギフト券利用制限条項については、本件ギフト券の利用を禁止しつつ、返金も行わないことを規定したものであり、事実上、没収の効果を有し得ることから消費者契約法10条により無効とならないかについて検討の余地はあり得る。しかし、前払式支払手段発行者の任意の判断により没収類似の効果を発行させる旨の規定などでない限り、「民法

1条2項に規定する基本原則に反」する（消費者契約法10条）とまでは言えないと思われ、条項自体の有効性を前提にした本判決の判断は結論において適切であると思われる。

(c) 本件停止措置の有効性について

本判決は、①Xが損害発生についての予見可能性を有していたこと（損害発生の予見可能性）②Xが故意に本件サイト規約違反を行ったこと（故意の規約違反）、及び③本件停止措置が本件サイト運営者にとって特価品の販売を円滑に進めるために必要であること（事業遂行上の必要性）を挙げており、①及び②が本件停止措置の許容性、③が必要性を支えているものと解される。

基本的にこのような許容性と必要性を考慮要素とした判断枠組みは是認されるものであり、本判決の判断に異論はないが、前払式支払手段の利用停止措置は、事業者に対してあらかじめ支払い、保全されるはずの財産の利用を制限する効果を有するものであるという性質を考慮し、必要性及び許容性の認定には一定程度の慎重さは求められるべきであると考える。

この点、現在の金融実務においては、前払式支払手段を詐取した犯人から当該前払式支払手段を譲り受けた者に対しても、当該前払式支払手段の利用停止措置を講ずべきことが監督行政上求められるケースがある。このような要請に対し、事業者としては利用規約中に「当社が承認する方法以外の方法によって前払式支払手段を入手した場合」を利用停止措置を講ずることができ一場面として定めること等によって対応することが考えられるが、当該条項に基づく停止措置を講ずる場合に、利用者の主観（善意、悪意など）をどの

程度考慮する必要があるかについては、なお議論の余地があり得るように思われる。

4 おわりに

キャッシュレス推進の政策を受けて、前払式支払手段の利用が広く国民に普及する中で、その財産権としての保護の在り方を考え

る重要性は今後更に高まるものと思われる。本判決を契機として、そのようなキャッシュレス時代における利用者の正当な財産権保護の在り方について、更なる議論の蓄積がなされることが期待される。

[参考判例・文献]

最一判昭48・7・19民集27巻7号823頁

最一判昭30・9・29民集9巻10号1472頁

片岡義広・伊藤亜紀「前払式証券の消滅時効と発行保証金の取戻しに関する一考察～金融庁における一般法令解釈に係る書面照会を契機として～」前証協ニュース38号6頁